

常総市シティプロモーション動画制作業務委託
公募型プロポーザル実施要綱

令和5年8月

常 総 市

1 目的

この要綱は、常総市シティプロモーション動画制作業務委託（以下、「業務委託」という。）について、常総市と優先的に契約交渉を行う者（以下、「優先交渉権者」という。）を公募型プロポーザル方式によって選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 業務委託の概要

業務委託は、次に掲げる事項及び「常総市シティプロモーション動画制作業務委託仕様書」（別紙1）に基づき行うものとする。

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 業務名称 | 常総市シティプロモーション動画制作業務委託 |
| (2) 履行場所 | 常総市内 |
| (3) 委託期間 | 契約締結日の翌日から令和6年12月20日まで |
| (4) 委託料上限額 | 令和5年度 3,900,000円 |
| | 令和6年度 5,400,000円 |
| | 合 計 9,300,000円 |

（いずれも消費税及び地方消費税を含む。）

※年度別上限額を超える額で提案した事業者は、失格とする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 常総市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成10年水海道市告示第28号）の規定による指名停止を現に受けていない者及び国又は他の地方公共団体が行う競争入札への参加が停止されていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、再生手続開始の決定を受けた者であること。
- (4) 常総市暴力団排除条例（平成24年常総市条例第4号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 破産開始決定の宣告を受け復権しない者でないこと。
- (7) 複数の団体等で構成された共同事業体で応募するときは、名称を設定し代表者となる団体等を選定すること。
- (8) 共同事業体で応募するときは、共同事業体の構成員全てが上記（1）から（6）までに掲げる要件を満たすこと。

4 スケジュール

本業務における契約締結までのスケジュールは次のとおりとする。なお、下記スケジュールは予定であり変更する場合もある。その場合は事前に連絡を行う。

内 容	期 日
公告日	令和5年 8月 1日 (火)
参加申込書の提出期限	令和5年 8月 9日 (水)
質問書の受付開始	令和5年 8月10日 (木)
質問書の受付期限	令和5年 8月23日 (水)
質問に対する回答	令和5年 8月25日 (金)
企画提案書の受付開始	令和5年 8月28日 (月)
企画提案書の提出期限	令和5年 9月11日 (月)
一次審査 (書類審査)	令和5年 9月22日 (金)
一次審査の結果通知	令和5年 9月25日 (月)
二次審査 (プレゼンテーション)	令和5年10月 2日 (月) 詳細等については、一次審査の通過者に追って通知する。
審査結果 (採否) の通知 (優先交渉権者の決定)	二次審査実施後10日以内
契約交渉期間	令和5年10月上旬から中旬
契約締結	令和5年10月中旬から下旬【予定】

5 資料の配布

本プロポーザルに係る資料の配布は、次のとおりとする。

(1) 配布期間

令和5年8月1日 (火) から令和5年9月11日 (月) 午後5時まで

(2) 配布方法

本市ホームページにおいて公表する。(※ダウンロード可能)

6 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加申込書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

なお、共同事業体の場合は、共同事業体として参加申込書（様式1）を提出すること。ただし、誓約書（様式2）については、構成員ごとに提出すること。

(2) 提出期限 令和5年8月9日（水）午後5時まで

(3) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までとする。郵送の場合は、書留・特定記録郵便等により、提出期限までに必着のこと。

(4) 提出先 常総市市長公室常創戦略課シティプロモーション係

7 質問及び回答

(1) 本業務又は本プロポーザルの内容に対して疑義がある場合は、次のとおり質問をすることができる。

ア 受付期限 令和5年8月23日（水）午後5時まで

イ 質問方法 質問書（様式3）に質問事項を記載し、電子メールにより提出すること。

ウ 提出先 常総市市長公室常創戦略課シティプロモーション係

電子メール citypm@city.joso.lg.jp

電話番号 0297-23-2111（内線3902）

※送信後、必ず電話により受信の確認をすること。

(2) 質問の回答

令和5年8月25日（金）までに、市ホームページにて回答を公表する。

(3) その他

- ・電話又は口頭による回答は行わない。
- ・回答に当たり、質問をした者の商号又は名称は明らかにしない。
- ・質問内容に参加申込者が特定されるものがある場合は、回答から除外することがある。
- ・回答の内容に疑義があるときであっても、本市はそれ以上の質問に回答しない。

8 企画提案書等の提出

(1) 参加申込者は、企画提案書等を提出すること。

ア 企画提案書表紙（様式4）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 業務実施体制（任意様式）

エ 財務関係書類（貸借対照表及び損益計算書（直近2期分））

個人の場合は青色申告決算書又は収支内訳書（直近2年分）を提出すること。ただし、新規に設立した事業者などで財務関係書類の提出ができない場合には、商業登記

簿等にて設立日が確認できる書類及び事業計画書を提出すること。なお、共同事業体の場合は、構成員ごとに提出すること。

オ 納税（完納）証明書（発行から3か月以内、写し可）

法人の場合は常総市内に本店又は支店等を有するとき、個人の場合は常総市内に住所を有するとき

- ・常総市税の納税（完納）証明
- ・国税に滞納が無いことの証明

法人の場合は常総市内に本店又は支店等を有していないとき、個人の場合は常総市内に住所を有していないとき

- ・国税に滞納が無いことの証明

なお、共同事業体の場合は、構成員ごとに提出すること。

カ 共同事業体構成員届出書（様式5-1）

キ 共同事業体構成員概要書（様式5-2）

ク 共同事業体協定書（様式5-3）

ケ 事業概要調書（様式6）

コ 業務実績調書（様式7）

サ 受賞実績調書（様式8）

シ 見積書（任意様式）※各年度の見積金額を記載し、内訳書を添付すること。

(2) 前号に規定する提出の期限等は、次のとおりとする。

ア 提出期限 令和5年9月11日（月）午後5時まで

イ 提出先 常総市市長公室常創戦略課シティプロモーション係

ウ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までとする。郵送の場合は、書留・特定記録郵便等により、提出期限までに必着のこと。

(3) 提出部数は、次のとおりとする。

ア 紙媒体 原本1部 写し9部

イ 電子媒体 1部（提出書類データをCD-ROM等に保存したもの。）

※電子媒体に保存するデータのファイル形式は、Microsoft Word, Excel, Power Point又はPDFのいずれかとする。

(4) 企画提案書等提出にあたっての注意事項

ア 企画提案書等については、常総市シティプロモーション動画制作業務委託企画提案書作成要領（別紙2）の規定を厳守して作成すること。

イ 提出物はA4サイズ、2穴綴りとし、フラットファイル及び紐綴りなど簡易な綴り方で提出すること。

ウ 提出後の追加、修正、差替えは認めない。

9 選定方法

(1) 審査基準

常総市が設置する常総市シティプロモーション動画制作業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）で定めた評価基準によるものとする。

(2) 一次審査

担当部局により提出書類の確認を行い、応募書類の不備、欠格事由等に該当がなく、応募者が5者未満の場合は一次審査通過とする。なお、応募者が5者以上の場合は、委員会において企画提案書等の内容について審査し、優位な4者程度を二次審査に参加できる者（以下「一次審査通過者」という。）として選定する。その結果については、全ての参加申込者に対して、令和5年9月25日（月）に通知するものとする。

(3) 二次審査

一次審査通過者に対して、二次審査として企画提案書等の内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング審査により総合的に評価する。

プレゼンテーションは、1者につき30分以内とし、その後20分程度の質疑応答を行うものとする。なお、プレゼンテーションに参加できる担当者は、1者につき5名以内とする。（プレゼンテーション用ソフトによるプレゼンテーション可。この場合、プロジェクターは市で用意するが、パソコン及びソフトは提案者側で用意すること。）また、動画のイメージをつかむため、プレゼンテーション時間内にデモ動画を放映することとし、企画提案内容の説明後に放映することとする。なお、放映するデモ動画は30秒程度及び3分程度の2本とする。

(4) 審査項目及び配点

審査項目		内容	配点
1	業務実績	<ul style="list-style-type: none">・業務実績は十分か。・国や地方公共団体において、本業務と類似業務の受託実績があるか。・映像作品等における受賞歴はあるか。	15点
2	業務実施体制 業務工程	<ul style="list-style-type: none">・業務を実施するための適切な体制が整っているか。・具体的で無理なく実施できる工程となっているか。	10点
3	提案内容	<ul style="list-style-type: none">・本業務の目的を正しく理解しているか、それを達成するための効果的な内容となっているか。・本市の魅力を視聴者にわかりやすく伝える内容と	60点

		なっているか。 ・多様な撮影技術（ドローン空撮等）を活用し、本市の四季を感じられる美しい映像など、本市の魅力を最大限に引き出す内容となっているか。	
4	創意工夫	・訴求力があり、強く印象に残る工夫がなされているか。 ・話題性を生み出す独創的な工夫がなされているか。	20点
5	独自提案	・仕様書に記載のない内容についても、積極的な提案がされているか。	15点
6	見積金額	・見積価格に基づいて評価	10点
合計			130点

1.0 受託候補者の選考

二次審査の評価結果に基づき、優先交渉権者、次点交渉権者を選考することとし、最高得点の者が複数いる場合は、審査委員の合議により優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。なお、参加のあった事業者が1者であっても、審査委員会に諮り審査を実施する。ただし、審査委員会が基準に満たないと判断した場合には、審査の結果「該当なし」とし、再度公募を行う場合がある。

1.1 審査結果の通知

審査結果は、市ホームページ上で公表するとともに、全ての一次審査通過者に対して、第二次審査実施後10日以内に通知するものとする。ただし、各審査項目の点数及び評価値を算出するための計算式等は公開せず、当該結果に対する質問や異議等は受け付けないこととする。

1.2 契約の締結

提出された企画提案書等を踏まえ、優先交渉権者と交渉し、その協議が整った場合は、本業務に係る契約を締結する。ただし、優先交渉権者との協議が整わない場合は次点交渉権者と交渉するものとする。

1.3 参加の辞退について

参加申込書等を提出した者は、やむを得ず辞退する場合又は企画提案書等を提出しなかった場合は、辞退届（様式9）を提出すること。

1.4 その他留意事項

- (1) 提出書類等は、常総市シティプロモーション動画制作業務委託仕様書(別紙1)を確認のうえ、常総市シティプロモーション動画制作業務委託企画提案書作成要領(別紙2)

に従い作成すること。

(2) 市長は、参加者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該参加を取り消すことができる。

ア 提出書類等を提出期限までに提出しなかったとき

イ 提案内容に虚偽又は不正があるとき

ウ 会社更生法の適用を受けるなど、履行が困難と認められる状態に至ったとき

エ 選考審査に対し不当な要求等を申し入れたとき

オ 前各号に掲げるもののほか不正な行為があったとき

(3) 応募者は、企画提案書の提出をもって当該プロポーザルに係る実施要綱及び公告の記載内容を承諾したものとみなす。

(4) 本プロポーザルへの参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。

(5) 提出書類等は返却しないものとする。なお、常総市情報公開条例（平成13年水海道市条例第17号）に基づく公開請求があった場合は、同条例の規定により公開することがあるため、提出書類に経営上の秘密その他公開されたくない情報が含まれているときは、その旨をあらかじめ書面により申し出るものとする。

1.5 連絡先及び送付先

常総市市長公室常創戦略課シティプロモーション係

303-8501

茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3

電話番号 0297-23-2111（内線3902）

電子メール citypm@city.joso.lg.jp